

# 子ども・子育てについて

## 基本的考え方

### 子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。

子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。

子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

#### ○急速な少子化の進行

#### ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



#### ○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資

結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現

すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

#### ○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

#### ○子育ての孤立感と負担感の増加



#### ○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現

#### ○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.10%、仏：3.00%、英：3.27%、スイデン：3.35%）

#### ○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」

#### ○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

#### ○子育て支援の制度・財源の縦割り

#### ○地域の実情に応じた提供対策が不十分



#### ○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化

#### ○子ども・子育て会議（仮称）の設置

○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

# 子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

## ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援  
（子どものための手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
  - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
  - ・ 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

⇒  
・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供  
・ 保育の量的拡大  
・ 家庭での養育支援の充実  
を達成

## ■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

### ○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### ○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

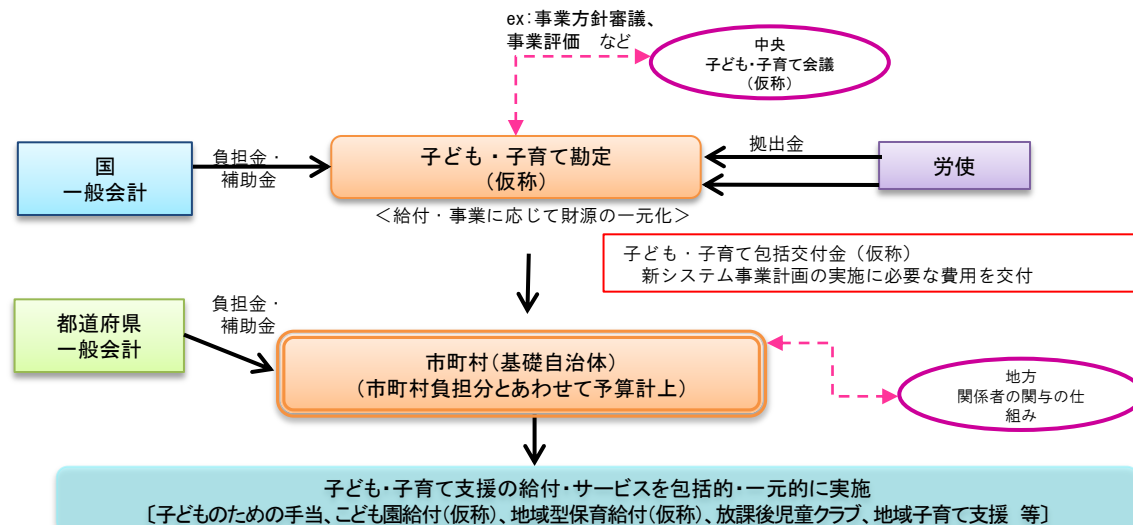
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

### ○子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、検討中。

# 給付設計の全体像

## ■ 子どものための手当

### ■ 地域子育て支援事業(仮称)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

### ■ 妊婦健診

## ■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

→ 将来の検討課題

### ■ こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

: 総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

### ■ 地域型保育給付(仮称)

・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

### ■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

### ■ 放課後児童クラブ

## こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

### 利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
- 市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
- 利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
- 公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収※

※当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

### 多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入  
(多様な給付・事業類型ごとの基準)
- イコールフットイング
  - ・ 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
- 撤退規制、情報開示等の制度化
- 客観的基準による質の確保

# 幼保一体化の具体的な仕組みについて

## < 具体的な仕組み >

### ○ 給付システムの一体化

#### ～ 子ども・子育て新システムの創設～

#### ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備 ～ 市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

#### ・ 多様な保育事業の量的拡大

#### ～ 指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

#### ・ 給付の一体化及び強化

#### ～ こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

### ○ 施設の一体化

#### ～ 総合こども園(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園(仮称)を創設する。

## < 効果 >

### 質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

### 保育の量的拡大

- ・ 幼稚園から総合こども園(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

### 家庭における養育支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所から総合こども園(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの  
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての  
希望がかなう社会が実現 >

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育所等を利用せず家庭で  
子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育所等を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+保育+放課後児童ク  
ラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育所等を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育所等を利用せず家庭で  
子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

## 需要の調査・把握

## 市町村新システム事業計画(仮称)

## 計画的な整備

## 子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象※

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
等

指定により、地域  
= 型保育給付(仮称)  
の対象

(こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 子ども・子育て支援事業(仮称)

### 地域子育て支援事業

(地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児  
家庭全戸訪問事業等)  
対象事業の範囲は法定

・延長保育事業  
・病児・病後児保育  
事業

放課後児童  
クラブ

※ 指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。